

議案第1号

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

令和4年3月31日をもって峰上出張所を廃止することに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例

富津市役所行政センター及び出張所設置条例（平成12年富津市条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市役所行政センター設置条例

第1条中「及び出張所」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。